

廃 第 1 7 3 7 号

令和 4 年 2 月 1 5 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県産業廃棄物処理業協同組合理事長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の処理体制の
維持について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

標記の件について、今般、令和 4 年 2 月 2 日付け環境省事務連絡において、
下記のとおり、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者 (以下、「社会
機能維持者」という。)における待機期間の見直しに関する通知がありました。

本県では、「社会機能維持者」として県が適当と認める事業に従事する者につ
いては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年
1 1 月 1 9 日 (令和 4 年 1 月 1 9 日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部
決定。以下、「基本的対処方針」という。)の「(別添)事業の継続が求め
られる事業者」に掲げる事業に従事する者とされており、廃棄物処理業者は
これに当たります。

つきましては、別添事務連絡の内容に御留意の上、業務を継続いただけるよう、
貴下会員への周知をお願いいたします。

また、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和
2 年 9 月 環境省環境再生・資源循環局。令和 3 年 6 月一部改定。)をはじめ、
「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の
処理について」など、これまでに通知をした内容等 (下記環境省ホームページ
参照)に改めて御留意の上、業務継続計画の策定・実行・見直し等を通じて、
引き続き廃棄物処理業務を安定的に継続していただくよう、併せて、貴下会員
への周知をお願いいたします。

記

・社会機能維持者における待機期間の見直しについて

- ①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに
得られた科学的知見に基づき、最終曝露日 (陽性者との接触等) から 7 日間
とし、8 日目に待機を解除すること

②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること

- ・ 環境省ホームページ

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

問合せ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話：043-223-2757